監査役・監査(等)委員・スタッフ・内部監査(委員補助)及び関連部門(者) 殿

貴殿・貴部門に関係深いセミナーの案内書を送りいたします。　ご関係者に回覧いただければ幸いです。

毎回好評／必ず役立つ | 特 別 研 究 セ ミ ナ ー

本セミナーは ■会場・■WEB 受講が選択いただけます
改正会社法・CGコード等で求められる企業統治強化の担い手！

監査役会設置会社と監査等委員会設置会社

～監査役･監査等委員の職務･責務･役割と実務的留意点～

【講師】弁護士 浜辺 陽一郎　青山学院大学 法学部 教授
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック

なぜ、この構想が出てきたのか？
⇒公開大会社の機関設計の選択肢として
ガバナンス改善に向けた問題意識
取締役会の「監督」は機能しているか？
監査役の「監査」は機能しているか？

Ⅰ 監査役制度の限界と監査等委員会設置会社導入の背景
1 取締役会の監督機能強化
←理念:取締役会改革の必要性
2 社外取締役の選任の法的な義務付けは見送り
3 社外取締役をめぐる議論

Ⅱ 機関設計の比較･対照
1 委員会型の会社(モニタリング･モデル)の基本的概要
2 機関設計の内容の比較･対照
監査等委員会設置会社の甘味剤 (会社法423条第4項)
利益相反取引に関する開示の強化
監査等委員の権限は、委員会設置会社の監査委員の権限と同じ
実務の選択肢は多様化

Ⅲ 監査役と監査等委員の基本的職務の異同
1 共通する職責
2 監査役の独任制と監査等委員会による組織的監査の違い
3 監査役会の限界と監査等委員会の強い権限
4 内部統制監査の実際
日本監査役協会の内部統制監査基準の考え方
内部監査部門及び外部監査人との連携と役割分担
内部通報制度の活用
企業集団の監査

Ⅳ 裁判例に見る監査役の義務と責任の強化vs監査等委員への妥当性
1 監査役と監査等委員の善管注意義務と忠実義務
2 監督(監視)義務を尽くすとは？
3 第三者に対する責任
4 監査報告の義務と責任における留意点

Ⅴ 取締役会における役割の違い
1 監査役･監査等委員の出席義務と意見陳述義務
2 発言の着眼点の違い
3 常勤監査役と非常勤監査役、監査等委員の役割分担
4 適法性監査と妥当性監査と監査等委員による監督

Ⅵ 執行役員制度との関係
1 監査役会設置会社における執行役員制度の限界
2 近時の執行役員制度の導入事例

Ⅶ まとめ
監査等委員会設置会社**の採用が進む理由**
監査役制度は実質的に縮小･廃止の瀬戸際か

【講師紹介】

1961 年生まれ、1985 年慶応大学法学部卒、1987 年弁護士登録、1991 年ニューヨーク州弁護士資格取得／2004 年 4 月早稲田大学（法科大学院）客員教授を経て 2009 年 4 月青山学院大学法科大学院 特任教授から現職。コンプライアンス、会社法、内部通報制度など関連著書論文多数。

－ 開催・参加要領 －

開催日時
令和 3 年 8 月 30 日（月）
午後 1 時 30 分～4 時 30 分

会 場
港区立商工会館 会議室
東京都港区海岸 1-4-28

参加費用・支払方法
1 名につき 33,000 円
（税込み）

※申込受付後、参加証、請求書
会場図を送付致します。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

申込先・お問い合わせ

創業 49 年 セミナー実績 47 年
株式会社 経営コンサル
〒105-0003 港区西新橋 2-9-3
TEL:(03) 3501－6811㈹
FAX:(03) 3580－3580㈹
E-mail:con@sul.co.jp

下記申込書の必要事項を **FAX** 又は、**E-mail** でお送りください。

申 込 書　　No21-08301

テーマ
監査役会設置会社と監査等委員会設置会社

会社名

所在地 〒

ＴＥＬ

ＦＡＸ

E-mail

ご氏名　　所属・役職

□会場 □ＷＥＢ受講 ☑ください

受 付	参加証	入 金	備 考

WEB 受講は開催終了後、一両日中に視聴用 URL をお送りいたします。
検 索 ⇒ (株)経営コンサルセミナー ⇒ お申し込み、他のセミナーもご覧ください